

平成26年（く）第24号

申立人（再審請求人） 守 大 助

## 証拠開示命令申立書（1）

2016（平成28）年 1月19日

仙台高等裁判所 第1刑事部 御中

|     |   |   |   |          |
|-----|---|---|---|----------|
| 弁護士 | 阿 | 部 | 泰 | 雄        |
| 弁護士 | 小 | 関 |   | 眞        |
| 弁護士 | 佐 | 藤 | 正 | 明        |
| 弁護士 | 阿 | 部 |   | 潔        |
| 弁護士 | 野 | 呂 |   | 圭        |
| 弁護士 | 庄 | 司 | 捷 | 彦        |
| 弁護士 | 堀 | 井 | 実 | 千 生<br>外 |

頭書事件につき、下記のとおり、検察官に対し証拠開示命令をされるよう申し立てる。

### 記

#### 第1 再審請求ならびに本件手続における証拠開示の重要性

##### 1 はじめに

本件確定審ならびに再審請求一審においては、証拠開示が全くなされることなく、請求人に対して有罪判決が言い渡され、それが維持されている。しかしながら、従前のこのような状態は、刑事裁判ならびに刑事再審の理念と

いう点でも、本件における具体的正義の実現という点でも、およそ許されるべきでない。

本件は、通常のケースのように、事件性自体には問題がなく、被告人（請求人）の犯人性のみが問題となっているものでない。事件性そのものが争点であり、殺人（未遂）事件であるのか、病変・薬剤の副作用などであるのかが争われているのである。従って、本件では、何ゆえに事件性があると判断され、請求人がその犯人であるとされるに至ったのか、通常のケース以上に綿密な検討が必要である。

## 2 再審における証拠開示の意義

(1) 再審が、誤った確定判決の是正を目的とするとはいうまでもない。しかもそれは、憲法39条の精神に基づく、誤った確定有罪判決の是正に特化された制度であり、有罪判決を受けた者の利益のためにのみなすことができる（刑訴435条本文）。

そして、再審は、従前は「実体的真実と判決における具体的法的安定性の矛盾及び調和をみいだす」（団藤重光・新刑事訴訟法綱要・7訂版・589頁）といわれてきた。しかし、それは憲法39条の精神を体現したものであり、実体的真実と法的安定性の調和がおよそなりたちえない事案（えん罪事件）を救済するものである点で、端的に「無辜の救済」のための制度として位置づけられるのが、現在の通説的見解とあってよい。

そして、再審理由の有無の判断については、いわゆる白鳥決定（最決1975（昭和50）年5月20日刑集29巻5号177頁）が次のようにいう。

「『無罪を言い渡すべき明らかな証拠』とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものと解すべきであるが、右の明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決

においてなされたような事実認定に到達しえたであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判の鉄則が適用されるものと解すべきである」

また、「疑わしいときは被告人の利益に」原則の適用につき、財田川決定（最決1976（昭和51）年10月12日刑集30巻9号1673頁）は、次のようにいう。

「この原則を具体的に適用するにあたっては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつこれをもって足りると解すべきであるから、犯罪の証明が十分でないことが明らかになった場合にも右の原則があてはまるのである。そのことは、単なる思考上の推理による可能性にとどまることをもって足れりとするものでもなく、また、再審請求を受けた裁判所が、特段の事情もないのに、みだりに確定判決の心証形成に介入することを是とするものでもないことはもちろんである」

白鳥・財田川決定によれば、再審理由の判断は、確定判決の心証を引き継ぐのではなく請求審裁判所が新旧全証拠を再評価して行うべきであるが、その際、犯罪事実の不存在が完全にいいえないとしても、確定判決の有罪認定に対する疑問が証拠に基づいて発生するならば、請求人の利益に判断すべきこと（すなわち、再審開始決定をすべきこと）となる。

(2) このように、再審は誤った確定有罪判決を受けた者の救済のための制度であり、その判断の際には「疑わしいときは被告人の利益に」原則が適用されるが、既に確定判決が存在しているということは、有罪方向での証拠

が一通り確保され確定審に提出されているということでもある。従って、確定有罪判決の再評価という点からみた場合、既に発掘されつくしている有罪証拠に対し、無罪方向での証拠がなお発見・提出されないまま存在しているのでないかという確認作業がより重要となる。

そのような証拠を請求人独自の活動で探し出すことはきわめて困難である一方、捜査・訴追機関側は捜査のごく初期から様々な証拠を収集し、それらから自らの立証に寄与しうるものを選別して証拠提出する点で、捜査・訴追機関側の手元には、請求人に有利な証拠が存在している可能性が高く、それを発見することこそが再審請求審において求められる。

再審請求審の使命たる、このような証拠の発見手続すなわち証拠開示については、通常手続の場合と異なり、法は特に規定を設けていない。しかし、裁判所の運営する訴訟手続の一種に他ならないところ（再審請求の競合する場合の「訴訟手続」の停止を規定する刑訴規則285条参照）、「裁判所は、その訴訟上の地位にかんがみ、法規の明文ないし訴訟の基本構造に違背しないかぎり、適切な裁量により公正な訴訟指揮を行い、訴訟の合目的的進行を図るべき権限と職責を有する」（最決1969（昭和44年）4月25日刑集23巻4号248頁）こと、すなわち、裁判所が訴訟指揮権を有する事實は通常審と変わりがない。従って、再審請求裁判所は、その訴訟指揮権に基づき、検察官に対する証拠開示命令を発することができるというべきである。

しかも、再審請求審は職権主義的に運営されるが、職権主義においても、裁判所は被告人（請求人）に対する配慮義務を果たす必要がある。この点もまた通常手続と再審で変わるところはなく、請求人保護のために必要な証拠開示を命ずるべきこととなる。

- (3) 訴訟指揮権に基づく証拠開示を認めた前記1969（昭和）44年の最高裁決定は通常手続に関するものであるが、再審請求の場合、有罪立証が確定判決で完結している一方、無罪方向での証拠の発見が主眼である点で、

証拠隠滅、証人威迫など証拠開示の弊害とされる問題は存在しない。仮にそのような問題が抽象的にはありうるとしても、通常手続における公判前整理手続における証拠開示においては、類型証拠開示、争点関連証拠開示として開示されることが望ましいか有益な証拠類型が明示されている。

公判前整理手続における証拠開示規定が再審請求審に直接適用されるわけでないことは、確かである。しかし、このような証拠類型については、開示されることが必要・有益なことが法により明らかにされているのであるから、少なくとも、公判前整理手続における証拠開示規定に挙示された証拠類型は、開示されてしかるべきである（門野博「証拠開示に関する最近の最高裁判例と今後の課題」原田國男判事退官記念論文集『新しい時代の刑事裁判』参照）。

## 第2 開示を求める証拠及び開示を求める理由

### 1 (1) 開示を求める証拠

ベクロニウムの分析により  $m/z$  258 が検出されたことを示す実験データの一切

### (2) 開示を求める理由

ア 確定判決では、警察官がM子の血清、A子の血清及び尿、K男の血清及び点滴輸液、S子の点滴輸液、A男については警察に提出された医療廃棄物中の点滴ボトル3本の中の点滴輸液を押収し、これらを鑑定資料として大阪府警察本部刑事部科学捜査研究所技術吏員西山眞弓及び同土橋均（以下「土橋吏員ら」という。）によって「ベクロニウム若しくはスキサメトニウムが含有されるか、含有される場合にはその濃度（点滴輸液の場合は、量）」との鑑定事項について鑑定が行われ、その結果、各鑑定資料（但し、点滴ボトルについては3本中1本に残された点滴輸液。）からベクロニウムが検出されたことが認定されている（以下、土

橋吏員らがおこなった各鑑定ないしその結果を記載した甲第74号証、甲第103号証、甲第129号証、甲第156号証、甲第187号証の各鑑定書を「土橋鑑定」という。).

土橋鑑定は、ベクロニウムのエレクトロスプレーイオン化におけるベースピーク $m/z$  258であることを前提とするものであるが、弁護人は、原審（再審請求審）において志田保夫意見書を新証拠として提出し、ベクロニウムを開裂させても、 $m/z$  258が検出されないことを実証的に明らかにした。

土橋吏員らは、原審（再審請求審）で検察官から提出された平成24年12月13日付け「志田保夫前教授の意見書に対する見解」において、「なお、ベクロニウムのスキャン分析は、鑑定実施以前に行っており、ベクロニウムから $m/z$  258イオンが検出されることを当然確認している。」と述べている（同「見解」3頁）。しかし、検察官からは、ベクロニウムの分析によって（すなわち、ベクロニウムそのものの開裂によって） $m/z$  258が検出されることを示す実験データは未だに提出されていない。

ベクロニウムから $m/z$  258が検出されたことを示す実験データは、ベクロニウムを質量分析しても $m/z$  258は検出されないとする弁護人の主張と直接関連するものである。

#### イ 開示の必要性

司法研修所編「科学的証拠とこれを用いた裁判のあり方」には、次のような指摘がある。

「法律家が科学的証拠の信頼性を検討する場合、法律家は、科学的分析に基づいた専門家の意見の信頼性を検討することになる。したがって、そのような検討をするために必要なデータが法律家の手元になければならない。そして当事者対立構

造を採り、科学捜査の結果としての科学的証拠が検察官から請求されることが通常であることを考えると、科学的証拠に対する適正な評価を担保するためには、弁護人が専門家の意見を検討できるだけの情報を有していることが重要になる。そのような情報がなければ、弁護人が例えば他の専門家に相談しようにも、有益な意見を聞くことはできない。

争いのある（あるいは争うかどうかを決めかねる）事実に関する科学的証拠について、その信頼性は、被告人に確認して検討できる性格の事柄ではないから、科学的証拠に関する弁護人への証拠開示は、科学的証拠に対する適正な評価を担保する出発点といえる。（中略）

科学的証拠の科学性を支える重要な要素が再現可能性にあり、弁護人への証拠開示が科学的証拠に対する適正な評価を担保する役割を果たす以上、弁護人には、鑑定過程を含め、科学的証拠に関する再現可能性の検討が可能な程度のデータが開示されるべきである。」

弁護人は、志田保夫意見書によって「ベクロニウムのエレクトロスプレーイオン化におけるベースピークが $m/z$  258となる」という土橋鑑定の前提が再現不能であることを明らかにしたが、検察官はベクロニウム（ベクロニウムそのもの）から $m/z$  258が検出されるとは積極的には主張しないとしている。

土橋鑑定は、ベクロニウムの質量分析を行い $m/z$  258を検出したというものの、同鑑定には $m/z$  258イオンが検出されたことを示す実験データは添付されておらず、これを裏付ける資料も検察官からは全く示されていない。

この実験データ・資料が存在しなければ、ベクロニウムのエレクトロ

スプレーイオン化におけるベースピークが $m/z$  258であるとする土橋鑑定の前提に対する合理的疑いは払拭されず、鑑定の信用性は失われることになる。

よって、上記証拠の開示が必要である。

## 2(1) 開示を求める証拠

ア 本件の初動捜査状況報告書、逮捕状請求捜査報告書

イ 以下の事件認知報告書等

- ① 本件第1逮捕事件（A子事件）の逮捕状請求書に疎明資料として記載されている殺人未遂事件認知報告書
- ② 本件第2逮捕事件（S子事件）の逮捕状請求書に疎明資料として記載されている犯罪認知報告書
- ③ 本件第3逮捕事件（M子事件）の逮捕状請求書に疎明資料として記載されている殺人未遂被疑事件認知報告書
- ④ 本件第4逮捕事件（A男事件）の逮捕状請求書に疎明資料として記載されている殺人未遂被疑事件認知報告書
- ⑤ 本件第5逮捕事件（K男事件）の逮捕状請求書に疎明資料として記載されている殺人未遂被疑事件認知報告書

## (2) 開示を求める理由

ア 弁護人の主張との関連性

弁護人は、確定審段階より一貫して本件の事件性を争っている。弁護人が原審（再審請求審）において提出した池田意見書は、本件の被害者とされるA子がマスキュラックス中毒であるとの診断は誤りであり、ミトコンドリア病（メラス）であることを明らかにするものである。容体急変が筋弛緩剤の投与とは別の原因によるものである以上、この点からも、A子の容体急変について事件性がないことは明らかである。

本件の捜査に当たった捜査機関は、医療記録の十分な検討を怠り、本件

の関係者（とりわけ医療従事者）に対する必要な聴き取りをしていない。  
その結果、捜査機関は、容体急変の真の原因を見過ごしたと考えられる。

弁護人が開示を求める上記証拠は、いずれも本件の捜査の端緒、すなわち捜査機関による事件性誤認の原因を明らかにするものであり、事件性を争う弁護人の主張と関連するものである。

#### イ 開示の必要性

捜査機関の「本件は筋弛緩剤投与による殺人（未遂）事件である」との思い込みが、どこから生じたものであるのか、捜査の端緒を検討することは、弁護人の主張する捜査機関による事件性誤認の全容を解明するために必要不可欠である。

#### 3(1) 開示を求める証拠

- ア 証人M子の父の供述録取書等（供述内容を記載した書面であって、供述調書、捜査報告書等の名称を問わない。以下同じ。）の全て
- イ 証人S.S.准看護婦（確定審甲第263号証）の供述録取書等の全て
- ウ 証人Y.S.看護主任（確定審甲第315号証）の供述録取書等の全て
- エ 証人M子の母の供述録取書等の全て
- オ 証人大野忠行（確定審甲第264号証）の供述録取書等の全て
- カ 証人半田郁子（確定審甲第275号証）の供述録取書等の全て
- キ K.Y.准看護婦（確定審甲第60号証）の供述録取書等の全て

#### (2) 開示の必要性

確定判決は、M子の体内にマスキュラックスが投与された態様は、三方活栓に注射器を接続して点滴ルートに注入するという、注入行為によるものであるとし、この注入行為を行ったのは被告人（請求人）であると認定している。

本件においては、M子についてのみ、被告人（請求人）が筋弛緩剤を注入したとする「目撃供述」が存在する。

しかし、この「目撃供述」の各供述者の員面調書は、一切開示されていない。

M子事件についての「目撃供述」は犯人性認定の証拠とされているが、これらの供述は、被告人（請求人）が三方活栓から点滴ルートに注入したとされるものの中にマスキュラックスが入っていたか否かという観点から見た場合、本件の事件性に関わる証拠でもある。被告人（請求人）が単に医療行為を行ったに過ぎないとすれば、本件の事件性は否定されるからである。

M子事件の「目撃供述」の信用性を判断するためには、各供述者の供述録取書等の全ての開示を受けて、供述内容を比較検討することが重要であることはいうまでもない。そして、更に、各供述者の供述中には、上記の意味において事件性に関する供述が含まれている可能性があることを考えれば、その開示を受けることは、事件性を争う弁護人の主張との関連においても極めて重要である。

なお、上記各証拠は、公判前整理手続であれば、当然に類型証拠開示が認められるものである。

#### 4(1) 開示を求める証拠

平成12年12月4日に領置され、翌5日に実況見分（確定審甲22）が行われた小さい針箱（赤色）及び同針箱に入っていたとされるマスキュラックスの空アンプル19本

#### (2) 開示を求める理由

確定審甲第22号証には、5本（ロー2、写真 No.30）、6本（ロー3、写真 No.46）及び8本（ロー4、写真 No.62）の合計19本のマスキュラックス空アンプル写真がそれぞれ添付されている。

しかし、証拠として提出されているのは写真のみであり、現物は提出されていない。

また、アンプルを特定するには、アンプルに貼付されている白色紙片に記

載されている製造ロット番号を確認する必要がある。しかるに、甲第22号証添付の写真では製造ロット番号は分からず、真に甲第22号証に記載されている製造ロット番号の空アンプルが存在したのかを確認することができない。

さらに、確定判決は、これらマスキュラックス空アンプルの存在を、被告人がマスキュラックスを不正に使用した事実の根拠とし、本件における被告人の犯人性の根拠としている。しかし、そうであれば、各空アンプルが、真に被告人によって不正に使用されたものであるか否かを確認するために、各空アンプルに付着している指紋を採取し、被告人及び被告人以外の者の指紋が存するの否かを鑑定する必要がある。

以上のおり、マスキュラックス空アンプル19本及びこれらが入っていたとされる小さい針箱を取調べる必要性は極めて高いので、証拠開示されるべきである。

以上